## 環境研究総合推進費調査研究及び技術開発評価実施細則

平成28年10月1日 平成29年7月14日改正 環境省大臣官房総合環境政策統括官グループ

## 第1章 目的

この実施細則は、環境省研究開発評価指針(平成29年7月14日、総合環境政策統括官決定)に基づき、環境研究総合推進費(以下「推進費」という。)で実施する調査研究及び技術開発(以下「研究」という。)の課題について、具体的な評価の手法を定めるものである。

### 第2章 評価対象

推進費で実施する全ての研究課題を対象とする。

第3章 事前評価、中間評価、事後評価及び追跡評価

### 1 目的

推進費で実施する研究課題の必要性、目標及び研究の進め方の適切さ等を判断し、研究の効率化及び研究成果の最大化を図ることを目的として、事前評価、中間評価、事後評価及び追跡評価(以下この章において単に「評価」という。)を実施する。

# (1) 事前評価

事前評価は、研究の開始前に、実施の必要性、目標や計画の妥当性を把握し、予算等の 資源配分の意思決定等を行うために実施する。

## (2) 中間評価

中間評価は、研究の実施途中の段階において、情勢の変化や進捗状況等を把握し、その加速や中断・中止を含めた計画変更の要否の確認等を行うために実施する。

## (3) 事後評価

事後評価は、研究が終了した段階において、目標の達成状況や成果の内容等を把握し、 その後の研究発展への活用等を行うために実施する。

### (4) 追跡評価

追跡評価は、研究終了後の一定期間を経過した段階において、研究成果の活用状況等を 把握するとともに、過去の評価の妥当性を検証し、その検証結果を次の研究課題の検討、 関連する研究施策等の見直し、評価方法の改善に反映するため、必要に応じて実施する。

### 2 評価者

- (1) 評価者は、事前評価、中間評価及び事後評価については、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)が設置する環境研究推進委員会(以下「推進委員会」という。) とし、追跡評価については、環境省総合環境政策統括官が設置する環境研究企画委員会 (以下「企画委員会」という。)とする。
- (2) 評価者には、当該研究分野に精通している等、十分な評価能力を有する外部専門家を選

任し、必要に応じて、評価技術に精通している専門家や分野横断的専門家、産業界や人 文・社会科学の人材、研究成果の産業化・市場化の専門家、海外経験の豊富な研究者等 を加えることができる。

- (3) 評価にあたり、環境省は、必要に応じて行政的観点等からの意見を推進委員会又は企画 委員会に対し提示することができるものとし、推進委員会又は企画委員会は、当該意見 を含めて総合的な評価をするよう努めるものとする。
- (4) 利害関係の範囲を明確に定めること等により、利害関係者が推進委員会及び企画委員会 に加わらないこととする。
- (5) 評価者の氏名は、適切な時期に、事前評価、中間評価及び事後評価に係るものについては機構が、追跡評価に係るものについては環境省が公表する。

### 3 評価時期

評価の実施時期は、次のとおりとする。

(1) 事前評価

当該研究課題の公募締切り後、速やかに実施する。

(2) 中間評価

ア 環境問題対応型研究、革新型研究開発及び次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業において実施する研究課題

研究期間が3年間の研究課題において、研究開始後2年度目に実施する。

イ 戦略的研究開発において実施する研究課題

研究期間が5年間の戦略研究プロジェクトにおいては、研究開始後3年度目に実施する。 なお、中間評価において第 I 期 (研究開始3年間)から第 II 期 (第 I 期終了後2年間) への移行の適否についても評価する。

研究期間が3年間の戦略研究プロジェクトにおいては、研究開始後2年度目に実施する。

ウ 課題調査型研究において実施する研究課題 実施しない。

(3) 事後評価

研究が終了する年度の翌年度に実施する。

(4) 追跡評価

研究終了後3年から5年までの間に、必要に応じて実施する。

# 4 評価方法

- (1) 事前評価、中間評価及び事後評価に当たっては、書面若しくはヒアリング、又はその両方による評価を実施する。その際、書面評価の対象又はヒアリング評価の参考資料として、「中間研究成果報告書」及び「終了研究成果報告書」を活用するものとする。
- (2) 評価は、必要性、効率性及び有効性の観点の下、研究課題の特性に応じて、適切な評価項目及び評価基準を設定して実施する。
- (3) 評価方法は、被評価者に対しあらかじめ周知する。
- (4) 研究の目的、内容や性格によっては、その成果が必ずしも短期間に現れないものもあることから、画一的・短期的な観点による性急な成果を期待するような評価に陥らないよ

う留意する。

- (5) 特定の研究参画者への推進費の過度な集中を防ぎ、効率的な研究の推進を図るため、事前評価においては、研究参画者のエフォート(研究専従率)を考慮する。
- (6) 追跡評価に当たっては、アンケート又はヒアリングにより研究開発成果の活用状況等を 把握し、効果や波及効果、過去の評価の妥当性等を検証して、その結果を次の研究開発 課題の検討、制度の見直し等に活用する。

## 5 評価結果の取扱い

- (1) 評価結果については、推進費の配分、研究目標及び研究計画の見直し等に適切に反映させるとともに、評価結果が研究に適切に反映されているかどうかについて、フォローアップを行う。
- (2) 被評価者に対しては、被評価者に係る評価結果を開示する。
- (3) 評価結果については、個人情報や知的財産の保全等に配慮しつつ、インターネットを利用する等の方法により、分かりやすい形で国民に積極的に公表する。

## 第4章 制度評価

### 1 目的

推進費が、研究制度として環境政策上妥当であるか、関連施策との連携を保ちながら効果 的・効率的に推進されているか、施策の目的に照らして妥当な成果が得られているか(又は その見込みがあるか)等の観点に特に留意して、制度評価(以下この章において単に「評価」 という。)を実施する。

評価結果は、推進費の見直し、より良い施策の形成等、制度の継続的な改善のために活用する。

### 2 評価者

- (1) 評価者は、環境省総合環境政策統括官が設置する企画委員会とする。
- (2) 評価にあたり、環境省は、必要に応じて行政的観点等からの意見を企画委員会に対して 提示することができるものとし、企画委員会は、当該意見を含めて総合的な評価をする よう努めるものとする。

### 3 評価時期

情勢の変化や目標の達成状況等を把握し、その加速や見直しの要否の確認等を行うため、 5年毎を目安として定期的に実施する。

## 4 評価方法

- (1) 研究領域ごとの特性等に配慮しつつ、評価の客観性を確保する観点から、具体的な指標、数値による評価手法の活用を図るよう努める。
- (2) 評価は、必要性、効率性及び有効性の観点の下、適切な評価項目及び評価基準を設定して実施する。

# 5 評価結果の取扱い

評価結果については、予算、人材等の資源配分への反映、施策の改善等に活用するとともに、研究への国費の投入等に関する国民への説明責任を果たすため、これらの活用状況も含めて公表する。

# 附則

この実施細則の制定に伴い、環境研究総合推進費調査研究及び技術開発評価実施細則(平成28年10月1日、環境省総合環境政策局決定)は、廃止する。